

海外の動向（その1）

～「電磁界に関する健康上の懸念についての欧洲議会決議」

に対する欧洲委員会の対応～

1. はじめに

電磁界情報センターNEWS の第3号で、「海外の動向（その3）」として、欧洲委員会が2009年2月11-12日にブリュッセルで開催した「電磁界と健康に関するワークショップ：公衆の不安に対処するための科学と政策」の内容を紹介しました。あわせて、同年4月2日に欧洲議会で「電磁界に関する健康上の懸念についての決議」が採択¹されたことも紹介しました。採択された決議の内容については、翻訳の許可を得てセンターのホームページに掲載しました。

その後、欧洲委員会はこの決議に対し、「電磁界に関する健康上の懸念についての欧洲議会決議に対するフォローアップ」と題する、2009年7月2日に採択された4ページの文書を公表しました²。

欧洲議会は4月2日の決議で、電磁界に関する健康上の懸念について、13項目の背景を示した上で、28項目の勧告を提案し、具体的なアクションを要求しました。これに対して欧洲委員会はフォローアップ文書で、3項目の背景と17項目の勧告について、コメントを示しています。

以下に、決議案に盛り込まれた要求とそれに対する欧洲委員会のコメントの詳細を紹介します。

2. 決議に盛り込まれた要求の要約

フォローアップ文書では、欧洲議会決議に盛り込まれた要求を以下のように要約しています。

この決議は、電磁界の潜在的な健康影響について、一部のEU市民が抱いている強い懸念に対して作成されたものです。

この決議は、欧洲委員会に対し、SCENIHR [訳注：新興・新規特定の健康リスクに関する科学委員会] の助けのもとで勧告1999/519/EC [訳注：公衆の電磁界ばく露の制限に関する勧告]における電磁界制限値の科学的な根拠と妥当性をレビューすること、ばく露を最小限にする方策の開発を支援すること、この問題に対する情報の入手しやすさを改善すること、電磁界の潜在的な健康影響の研究に対する資金を調達することを求めています。また、委員会に対し、EUにおける電磁放出レベルおよび人の健康と環境を防護するために講じられているアクションについての年次報告を作成すること、指令2004/40/EC [訳注：労働者の電磁界ばく露の制限に関する指令]の実施を早めることも要求しています。

(次ページへつづく)

¹ European Parliament. Text adopted. Thursday, 2 April 2009. Health concerns associated with electromagnetic fields. P6_TA-PROV(2009)0216. European Parliament resolution of 2 April 2009 on health concerns associated with electromagnetic fields (2008/2211(INI)). <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P6-TA-2009-0216>

² Follow-up to the European Parliament resolution on health concerns associated with electromagnetic fields, adopted by the Commission on 2 July 2009. <http://www.europarl.europa.eu/oeil/file.jsp?d=5680652> より SP(2009)3508 を選択

また、加盟国に対し、電磁界のばく露源を示す地図を入手できること、自身が電磁過敏症だと考えている人々を障害者と認めることを要求しています。

また、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）に対し、より透明性を保ち、全ての利害関係者の意見交換にオープンであることを要求しています。電磁界を放出する機器の送信電力に対するラベル貼付も要求しています。

欧州委員会は、公衆に対する高いレベルの防護に努力しており、SCENIHR の助けによる勧告 1999/519/EC の科学的な根拠の定期的なレビューと、この問題に対する研究への資金調達を既に行っています。欧州委員会は既に、この情報を入手しやすくするようにしていますが、公衆に対する情報の流れを改善する方法に着目しています。また、指令 2004/40/EC の実施を注意深く進めており、この決議に書かれた個別の提案を検討します。

3. 欧州議会決議に対する欧州委員会のフォローアップ文書のコメント

欧州委員会はフォローアップ文書で、欧州議会決議で示された電磁界に関する健康上の懸念についての 13 項目の背景（アルファベットの A から M まで）のうち 3 項目 (E, G, I)、ならびに 28 項目の勧告のうち 17 項目に対し、コメントを示しています。

以下に、欧州議会決議の各項目を斜字で、これに対する欧州委員会のフォローアップ文書のコメントを枠内に示します。

[欧州議会の電磁界に関する健康上の懸念についての背景 13 項目のうち、欧州委員会の 3 項目のコメント]

E. 科学界は決定的な結論に達していないという事実により、幾つかの国や地域、EU 加盟国中の少なくとも 9 力国、ならびに中国、スイス、ロシアにおいて、“予防的 (preventive)” ばく露制限値と呼ばれるもの、つまり、欧州委員会とその独立科学委員会である「新興・新規特定の健康リスクに関する科学委員会 (SCENIHR)」が擁護しているものよりも低いばく露制限値の制定が妨げられていません。

欧洲でも国際的にも、政府によっては、欧州委員会が擁護する値よりも低いばく露制限値を設けているという事実について。欧州委員会は、しかしながら、ロシアでは現在、現状のままで良いという人と、ICNIRP ガイドラインの適用に賛成する人との間で議論がなされていることに注目したいと思います。中国では、携帯電話に対して SAR に基づくガイドラインが 2008 年に採用され、低周波に対しては ICNIRP ガイドラインの採用が検討されている、と報告されています。インドでは、通信に対して高周波に関する ICNIRP ガイドラインが 2008 年 7 月 23 日に採用されました。世界的には、全体として、携帯電話端末についても ICNIRP ガイドラインに収束していくと見られます。基地局については、状況はより異なっています。

(次ページへつづく)

- F. EUが主に第5次RTD枠組みプログラムの下で380万ユーロの貢献をしている科学プロジェクトで、関心と論争の両方が生じているインターフォン(Interphone)疫学研究について、その知見が2006年から待たれています。

インターフォン疫学研究について。インターフォンの結果の多く(SCENIHRの推定では、全脳腫瘍症例の約70%について)は既に公表されていますが、全体的な結論についての論文はまだ公表されていません。この研究の主な限界が既に明らかになっているので、専門家は、この論文からの新たな成果をあまり期待していないようです。また、今後の疫学的探究のための教訓は既に得られています。

- I. EUは電磁界の影響から作業者を防護するためのばく露制限値を記しています。住民や消費者といった懸念される集団に対してもプレコーション的原則(*precautionary principle*)に基づいてそのような方策を講じるべきです。

住民と消費者に対して講じられるプレコーションの方策の必要性について。一定レベルのプレコーションを盛り込んだばく露ガイドラインの防護の枠組みが、労働者と一般公衆の双方に対して導入されています(勧告1999/519/EC)。製品や機器に対する指令や規格、労働者に対する物理因子指令は、この勧告の制限値に依拠しています。但し、この分野における規制アクションについての法的根拠がないために、一般公衆に対する立法化はなされません。

[欧洲議会の電磁界に関する健康上の懸念についての28項目の勧告のうち、欧洲委員会の17項目のコメント]

1. 欧洲委員会に対し、勧告1999/519/ECに記された電磁界制限値の科学的根拠と妥当性をレビューし、議会に報告することを強く求めます。そのレビューをSCENIHRが実施することを求めます。

欧洲委員会は、SCENIHRの支援により、既に制限値の科学的根拠とその妥当性を定期的にレビューしています。このことは、2009年1月19日に採択されたSCENIHRの提言の最新版(2007年の提言を更新したもの)で証明されています。今後も適時更新していきます。

2. 幾つかの研究では、最も有害な影響が最も低いレベルで認められていることを特に考慮して、電磁放射の潜在的な健康へのインパクトを評価する際には、生物学的影響について特別な配慮を求めます。送信に利用される周波数のパルス化および振幅変調を回避、または低減する解決策の開発により、潜在的な健康上の問題に対処するための活発な研究を求めます。

SCENIHRは、提言の更新に際し、入手可能な「全ての」科学的証拠に着目しています。欧洲委員会は既に、第7次研究枠組みプログラム(FP7)を通じて、この分野に資金を提供しており、またSCENIHRの研究勧告に従って継続的に資金を提供していきます。SCENIHRには、電磁界の潜在的な健康影響に対する包括的な研究戦略の勧告を作成することも求められています。

(次ページへつづく)

3. 欧州の電磁界制限値の修正と同様に、あるいはその代案として、欧洲委員会が、加盟国および関連する産業界（電力会社、電話事業者および携帯電話を含む電気製品製造会社）の専門家との協調で、電磁界ばく露の低減のために利用可能な技術的選択肢のガイドをまとめるべきです、ということを主張します。

欧洲委員会は、この提案について産業界のパートナーと研究しています。

4. 産業界の利害関係者は、社会基盤管理者および権限を有する当局と同様に、例えば、所与の敷地と送信機との間の距離、基地局の高さと敷地の高さとの関係、生活環境と送信アンテナの向きとの関係に関する条項の制定といった、特定の要因に既に影響力を及ぼすことができ、さらに、利害関係者はそのような設備の近隣住民に安心感と、より良い防護を提供するために、そうすべきであるという点を心に留めておくこと、中継塔および送信機の最適配置、更に、位置が悪い中継塔および送信機の増殖を制限するため、複数の事業者が中継塔および送信機を共有することを求めます。欧洲委員会および加盟各国に対し、適切なガイダンスの取りまとめを求めることがあります。

欧洲委員会は、この提案を調査します。但し、産業界から提供された情報によれば、中継塔の共有がばく露の低減につながるかどうか、はっきりしません。

[訳注：勧告 5～7 についてはコメントなし]

8. 新たな電磁界放射機器の設置に、一時凍結の影響を及ぼす訴訟や公的機関による措置が増加していることを考慮して、新たな GSM [訳注：携帯電話の国際規格の一つ] アンテナまたは高圧電力線の設置基準を決定するため、また、少なくとも学校、保育施設、老人ホーム、および医療施設は、この種の設備から科学的基準により決定される一定距離をおくことを確実にするため、産業界の利害関係者、公的機関、軍当局、および住民団体が関与した、合意に基づく解決策を奨励することが、全般的な関心であると考えます。

欧洲委員会には、そのような影響に対する EU のガイドラインの策定を支援する用意があります。

[訳注：勧告 9 についてはコメントなし]

(次ページへつづく)

10. 欧州委員会に対し、特に電力線からの超低周波電磁界の影響を調査するため、「汎欧洲エネルギー・ネットワーク」の資金を利用できるかどうかを検討するよう提案します。

汎欧洲エネルギー・ネットワークについての現行の資金規則は、超低周波の影響の調査に対して汎欧洲エネルギー・ネットワークから資金を用いることは予見していません。但し、今後の研究はFP7 の下で検討可能です。

[訳注：勧告 11 についてはコメントなし]

12. 欧州委員会に対し、EU 域内の電磁放射のレベル、その発生源、および、人の健康と環境のより良い防護のために EU 域内で講じられているアクションについての年次報告を提出するよう求めます。

そのような報告は、加盟国からのデータに基づいたものでなければならず、年次報告の発行は実際には不可能でしょう。理事会勧告 [訳注：勧告 1999/519/EC] の実施状況についての 5 年毎の報告の中に、関連情報を盛り込むことが考えられます。勧告 9 で示唆されているように、そのような情報を収集し、INSPIRE exercise に関連付けても良いでしょう。

[訳注：決議文書中の勧告 9 は、「加盟各国に対し、当該分野の事業者と合同で、高圧電力線、高周波およびマイクロ波、特に通信中継塔、無線中継器および携帯電話アンテナから生じるそれらへのばく露を示す地図を、公衆が利用できるようにするよう求めます。その情報をインターネットに表示し、公衆が容易に相談できるようにし、メディアに周知することを求める。」というものです。]

13. 欧州委員会に対し、指令 2004/40/EC をより迅速に実施し、騒音³ および振動⁴ に対しては欧州共同体の法律の下で、既に防護されているのと同様に、電磁界に対する労働者の適切な防護を確保することを可能とする解決策を見出し、同指令の第 1 条の下に MRI についての除外規定を導入するよう求めます。

欧州委員会は現在、新たな提案を適宜行うために、強制力のある法律の立案準備段階（欧州連合条約 138 条に従い、包括的なインパクト評価と、社会的なパートナーとの 2 段階の協議）にあります。利害関係者や科学者と包括的な非公式協議を既に行っており、今後も継続していきます。委員会は、入手可能な全ての要因に基づく提案を作成・採択し、医療用 MRI の利用と開発を妨げないように指令 2004/40/EC を修正する提案を作成するつもりです。

(次ページへつづく)

³ Directive 2003/10/EC of the European Parliament and of the Council of 6 February 2003 on the minimum health and safety requirements regarding the exposure of workers to the risks arising from physical agents (noise) (OJ L 42, 15.2.2003, p. 38).

⁴ Directive 2002/44/EC of the European Parliament and of the Council of 25 June 2002 on the minimum health and safety requirements regarding the exposure of workers to the risks arising from physical agents (vibration) (OJ L 177, 6.7.2002, p. 13).

14. 携帯電話使用と、脳、聴覚神経および耳下腺の腫瘍を含むある種のがんとの間に相関があるかどうかを確立することを目的とした、この国際的な疫学研究であるインターフォン研究の知見は、2006年以來、繰り返し延期された結果、依然として公表されていないという事実をひどく残念に思います。

欧洲委員会も、同研究の総合的結果の発表を非常に期待していますし、これらの結論が速やかに公表されるように、関係者が責任を理解することを求めています。但し、研究の多くは既に公表されており、また SCENIHR が評価しているように、委員会は、既に研究の方法論的な限界から明確な結論を導くことが不可能であることを理解しています。委員会は、インターフォン研究の総合的結果の公表の遅れが、数々の国際的な評価の遅れにおける「ドミノ効果」、即ち高周波電磁界についての IARC モノグラフ [訳注：発がん性の総合的評価] の遅れ、WHO の環境保健クライテリアの遅れ、そして最終的に、科学的な根拠の重要な部分としてそうした報告書を必要とする高周波についての ICNIRP のガイドラインの遅れを生じていることを残念に思います。結果として、高周波についての ICNIRP の新たなガイドラインは、かなり楽観的に見ても 2012 年になります。

[訳注：勧告 15、16 についてはコメントなし]

17. また、欧洲委員会に対し、政策および予算面での効率化のため、電磁界についての研究に用途が指定された欧洲共同体の資金を、ハンズフリー・キットを利用する、通話時間を短くする、使用しない場合（教室にいる場合など）は電源を切る、電波状態の良い場所で携帯電話を使用するといった、好ましい携帯電話の利用方法を欧洲の若者に周知させるための広範な認識キャンペーンに部分的に振り向けることを提案します。

一般に、現行の資金規則は、割り当てられている目的以外に、委員会が、EU 資金を用いることは許されていません。従って、研究プロジェクトそれ自体は、周知キャンペーンだけに焦点を当てるることはできません。但し、この分野において EU が資金提供している全ての研究プロジェクトには、適切な情報普及計画の提出が求められており、これには複雑な科学的な事柄を一般の人々に説明できるような特別なアクションが含まれることがしばしばあります。加えて、公衆衛生プログラムのような他の欧洲共同体の研究プログラムから、周知キャンペーンに資金を提供できます。

[訳注：勧告 18 についてはコメントなし]

(次ページへつづく)

19. 欧州委員会および加盟国に対し、携帯電話の高周波による潜在的な長期的悪影響の評価のため、研究開発資金を増額することを求めます。また、特に子供が懸念される場所での、異なる電磁界発生源への多重ばく露による有害な影響の調査のための公的な提案募集を増やすことを求めます。

進行中の第7次研究枠組みプログラムでは、子供と若年者の高周波電磁界へのばく露による脳腫瘍のリスクについての世界規模の多国間研究 (MOBI-KIDS プロジェクト) に 350 万ユーロが割り当てられています。更に、近い将来、多国間研究プロジェクトに対する資金提供が期待されています。このプロジェクトは、学校などに設置された無線通信機器に関連した、人に対する潜在的な健康リスクに対処するものです。SCENIHR に対しても、研究戦略に対する提言が求められています。

20. 可能性のあるリスクの事例、利害相反、または、研究者にとって競争がますます激化している今日において生じ得る不正に対し、欧洲委員会が先回りできるようにするために、「欧洲の科学および新技術における倫理に関するグループ」に、科学的健全性の評価についての更なる任務を与えることを提案します。

科学的健全性の問題は、ある特定の事柄に特化したものではないということに留意すべきです。それは全ての評価にとっての一般的な要件です。第5次研究枠組みプログラム (FP5) の下で欧洲委員会が資金を提供した幾つかのプロジェクトにおいて、独立性を確保するための特別な方策（例えば、独立したレビュー実施者や、資金面での緩衝措置）が講じられています。

21. 欧州委員会に対し、多くの加盟国における公衆の懸念を認識して、各国の専門家、非政府組織、産業部門といった関連する全ての利害関係者と共同で、無線技術および防護基準に関する専門家でない人々にとってわかりやすい最新情報の入手しやすさとアクセスを改善するよう求めます。

欧洲委員会は、全ての利害関係者との作業の継続を望んでおり、専門家でない人々にとってわかりやすい最新情報を入手しやすくしています。

[訳注：勧告 22～24 についてはコメントなし]

25. 消費者向け情報の改善のための一定の懸念を考慮して、送信電力を特定すべき全ての場所、および、マイクロ波放射の表示を有する無線で操作される全ての機器に、ラベル貼付要件を課すよう、欧洲電気標準化委員会 (CENELEC)⁵ の技術規格を修正するよう求めます。

消費者への情報提供は良いことですが、特定の技術の利用についての単なるラベル貼付は役に立ちそうにありません。そのような表示が消費者にリスク管理に役立つ情報を与えることはありません。

(次ページへつづく)

⁵ CENELEC: 欧洲電気標準化委員会 (European Commission for Electrotechnical Standardization の略)。1973 年に設立され、欧州規格 (EN) を制定しています。

26. EU 理事会および欧州委員会に対し、加盟国および地域に関する委員会と協調して、高圧送電網の拡張の際には、地域住民のばく露の度合いを可能な限り低くするよう設計された単一基準の導入を奨励するよう求めます。

勧告 1999/519/EC の役割は、EU 協定の 95 条と 152 条に従って、一般公衆に対する高いレベルの防護を保証することを意図した単一のばく露制限値を提案することです。

27. 保険会社が電磁界に関するリスクを保険政策の責任範囲から除外する傾向にあるという事実を大いに懸念しています。これは明らかに、欧州の保険会社は、既に彼らなりのプレコーション原則を実施していることを意味しています。

電磁界に関するリスクを保険政策の責任範囲から除外する点については説明が必要です。保険会社にとっての重要な問題は、健康リスクが実在するかどうかではなく、不確実性と訴訟によって生じる財政的リスクに対して社会がどう対応するかです。従って、電磁界に関するリスクを保険政策の責任範囲から除外することは、健康リスクがあると保険会社が信じていることを示しているわけではありません。

28. 加盟各国に対し、スウェーデンの例にならい、電磁過敏症で苦しんでいる人々を障害者と認識し、平等な機会と適切な防護を彼らに提供するよう求めます。

スウェーデンは、自身が電磁過敏症に罹っているという人は障害者である可能性があると認識していますが、電磁界がその症状の原因であるとは認識していません。SCENIHR の提言は、電磁界ばく露と自己申告の症状との間の関連についての入手可能な科学的証拠がないと結論付けています。

[訳注：勧告 29 についてはコメントなし]